

安全データシート

作成：2010年3月1日
最終改正：2022年2月23日

1. 製品及び会社情報

製品名（化学名、商品名等）：TAMAPURE-AA-10 過酸化水素水 35%
TAMAPURE-AA-100 過酸化水素水 35%

会社情報： 多摩化学工業株式会社

住所：神奈川県川崎市川崎区東田町6番地1

担当部門：本社 営業部

電話番号：044-200-1701 FAX 番号：044-200-1707 E-mail：sales@tama-chem.co.jp

緊急連絡先：本社 営業部 電話番号：044-200-1701

整理番号：TAMA-UAR005-01-7

2. 危険有害性の要約

1) GHS 分類

物理化学的危険性：	火薬類	区分に該当しない
	引火性液体	区分に該当しない
	自己反応性物質および混合物	区分に該当しない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自己発熱性物質および混合物	区分に該当しない
	酸化性液体	区分2
健康に対する有害性：	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	区分5
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分3
	皮膚腐食性／刺激性	区分1A-1C
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分に該当しない
	発がん性	区分に該当しない
	生殖毒性	区分2
	標的臓器／全身毒性－単回曝露	区分1（呼吸器・中枢神経系）
	標的臓器／全身毒性－反復曝露	区分1（肺） 区分2（血液）
環境に対する有害性：	水生環境有害性 短期（急性）	区分2
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分に該当しない

上記で記載のない項目は「分類できない」又は「分類対象外」

2) GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 火災助長のおそれ：酸化性物質
飲み込むと有害
皮膚に接触すると有害のおそれ
吸入すると有毒
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷

生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
 呼吸器系、中枢神経系の障害
 長期または反復曝露による肺の障害
 長期または反復曝露による血液の障害のおそれ
 水生生物に毒性

注意書き：

- 【安全対策】** 使用前に取扱説明書を入手し、安全注意を読み、危険性を十分理解した後、安全対策を施し、取り扱うこと。
 この製品を使用する時に、飲食、喫煙等しないこと。
 指定された保護具（保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、防毒保護マスク）を着用すること。
 換気設備のある場所または換気のよい場所で使用すること。
 ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
 取扱後は手をよく洗うこと。
 熱から遠ざけること。
 可燃性物質、アルカリ、金属、還元剤、有機物との混合を避けること。
 環境への放出を避けること。
- 【応急処置】** 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ直ちに医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合、口をすすぎ、無理に吐かせず、直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合、直ちに流水で十分に洗浄を行うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、直ちに医師に連絡すること。
 皮膚、毛髪等に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ捨て、十分に流水、シャワー等で洗い流し、石鹸で洗うこと。
 汚染した衣類を再使用する場合、よく洗浄し薬品すべてを取り除いてから使用すること。
 曝露又は曝露が懸念される場合、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
 使用時、使用後に気分が悪くなったときは、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
 火災の場合、容器に散水し冷却すること。
- 【保管】** 施錠して保管すること。
 容器を密閉し、換気のよい場所で保管すること。
 可燃性物質、アルカリ、金属、還元剤、有機物とは隔離すること。
- 【廃棄】** 都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

国／地域情報：医薬用外 劇物

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：	単一製品
化学名又は一般名：	過酸化水素水
化学特性（化学式等）：	H ₂ O ₂
CAS 番号：	No.7722-84-1
濃度又は濃度範囲（含有量）：	35%
官報公示整理番号（化審法、安衛法）：	化審法公示番号 1-419
GHS 分類に寄与する不純物及び安定化添加物：	なし

4.応急措置

吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ直ちに医師に連絡する。
 呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。
 呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。
 呼吸が弱い場合は、人工呼吸を行う。体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。

皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣類、靴等を速やかに取り除き、製品に触れた部分を流水で十

- 分に洗い流し、石鹼を用いて洗浄する。
 外観に変化が見られたり、痛みが続いたりする場合は、直ちに医師に連絡する。
 目に入った場合： 直ちに流水で十分に洗浄を行う。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、直ちに医師に連絡する。
 洗眼の際、瞼を指で良く開いて、眼球と瞼の隅々にまで水が良く行き渡るように洗浄する。この製品が眼に入った場合、寸秒でも早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要が有る。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと眼に障害を生じたり、失明に至る恐れがある。
- 飲み込んだ場合： 口をすすぎ、無理に吐かせない。
 多量の水を飲ませ、直ちに医師に連絡する。
 被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
- 応急処置をする者の保護： 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

5.火災時の措置

- 消火剤： 当液自体は不燃性。周辺火災には大量の水、水噴霧を使用する。
 使ってはならない消火剤： 粉末消火剤、泡消火薬剤
 火災時の特有の危険有害性： 加熱により容器の破裂、発火、爆発の危険がある。
 火災により刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
 特有の消火方法： 容器を火から遠ざける。移動不可能な場合は、容器に散水し冷却する。
 消火を行う者の保護： 消火活動は風上から行い、適切な呼吸保護具、化学用保護衣を着用する。

6.漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
 漏出した場所の周辺に、ロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。
 風上から作業し、風下の人を避難させる。
- 保護具及び救急時措置： 作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸収したりしないようにする。
- 環境に対する注意事項： 流出した製品や処理液等が直接河川等に排出され、環境への影響を起こさないようにする。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材： 漏出した液が少量の場合、多量の水で希釈し、洗い流す。
 漏出した液が多量の場合、漏れ出した液は土砂等でその流れを止めこれに吸着させるか、又は安全な場所に導き多量の水で希釈し、洗い流す。発生したガスは霧状の水をかけて吸収させる。
 回収品はメーカー又は産業廃棄物業者に処理を委託するか、「13. 廃棄上の注意」を参照して責任を持って処理処分する。
- 二次災害の防止策： 火気厳禁。

7.取扱い及び保管上の注意

1) 取扱い

- 技術的対策： 火気厳禁。
 保護具を着用し、皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないようにする。
 取り扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
 漏れ、溢れ、飛散しないようにする。
 飛散したガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸い込まないようにする。
 取り扱いの都度、容器を密閉する。
 容器を開く前に、内圧を除く。
 取扱い場所には、関係者以外立ち入りを禁止する。
 休憩場所には、手洗い、洗顔等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。

- 休憩場所には、手袋などの汚染された保護具を持ち込んではいけません。
指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはいけません。
- 局所排気・全体換気： 取扱いは局所排気設備のある場所で行う。
- 注意事項： 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える又は引き摺る等の乱暴な取扱いをしてはいけません。
- 安全取扱い注意事項： 混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）との接触を避ける。
- 2) 保管
- 適切な保管条件： 風通しを良くし、蒸気が滞留しないようにする。
直射日光が当たらないようにする。
冷暗所に密栓保管する。
混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）と一緒に保管しない。
施設場所に保管する。
- 安全な容器包装材料： ポリエチレン等

8. 曝露防止及び保護措置

- 1) 設備対策 取扱いは局所排気設備のある場所で行う。
貯蔵ないし取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
- 2) 管理濃度： 未設定
- 3) 許容濃度： 日本産業衛生学会 未設定
ACGIH（2009年版） TWA 1ppm
- 4) 保護具：
- 呼吸用保護具： 酸性ガス用防毒マスク
- 手の保護具： 不浸透性保護手袋
- 目の保護具： 顔面シールド又はゴーグル型保護メガネ
- 皮膚及び身体の保護具： 作業衣、耐薬品性前掛け等
- 5) 適切な衛生対策： 取扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観（物理的状态、形状、色等）： 無色透明液体
- 臭い（臭いの閾値）： 刺激臭
- 融点/凝固点： -33°C
- 沸点、初留点と沸騰範囲： 108°C
- 引火点： 不燃性
- 燃焼又は爆発範囲の上限/下限： 不燃性
- 蒸気圧： 0.48hPa (30°C)
- 比重（相対密度）： 1.1 (20°C)
- 溶解性： 水に可溶
- オクタノール/水分配係数： $\log Pow -1.36$
- その他のデータ： 酸化性を有する

10. 安定性及び反応性

- 安定性： 加熱や光の影響により分解し、酸素を発生する。
- 危険有害反応可能性： 分解して酸素を放出するとともに発熱し、分解触媒や異物がある場合には分解爆発することがある。また、 150°C 以上でアルミニウム表面に接触すると爆発することがある。
金属、金属塩との接触により分解し、酸素を発生する。触媒作用にある金属部粒子及び金属塩と接触すると、大量の熱を放出しながら激しく分解する。酸化性を有する液体であり、可燃性物質や還元性物質と反応し、火災が発生することがある。

避けるべき条件： 繊維や紙等の有機物を侵す。
 混触危険物質： 熱、光、金属粉末
 危険有害な分解生成物： 可燃性物質、アルカリ、金属、還元剤、繊維や紙等の有機物
 酸素

11. 有害性情報

急性毒性（経口）： ラット LD50 = 376mg/kg（ラット4データ《EU-RAR》の計算値）
 （経皮）： ラット LD50 = 4060mg/kg
 （吸入：蒸気）： ラット LC50 = 1438ppm
 皮膚腐食性／刺激性： ウサギに対して3分間、1時間または4時間の適用で、皮膚の全層におよぶ壊死、あるいは腐食性が見られた（EU-RAR）。
 眼に対する重篤な損傷／刺激性： 動物で重度の刺激性を有し、腐食性である（EU-RAR）。
 呼吸器感受性／皮膚感受性： データなし
 生殖細胞変異原性： ヒト経世代疫学、経世代変異原性試験、生殖細胞 in vivo 変異原性試験の結果が無く、マウスを用いる小核試験で陰性の結果（EU-RAR）。
 発がん性： IARC : 3、ACGIH : A3
 生殖毒性： in vitro の実験でヒト精子への影響が見られたこと、精子運動能への影響、雌の発情周期への影響、出産母獣数の減少、および出生児の体重減少が見られたとの情報（ECETOC JACC）があり、生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑いありと判断できる。
 特定標的臓器/全身毒性-単回曝露： 動物（EU-RAR）およびヒト（ACGIH）において鼻、喉、気管への刺激性との記載がある。動物ではいずれも区分1のガイダンス値の範囲内の用量で肺および気管のうっ血、肺水腫、肺気腫、気管上皮の壊死の記載があり、また、ヒトで頭痛、めまい、振戦、けいれん、昏もう、失神、および咽頭梗塞の記載（ACGIH, EU-RAR）があり、呼吸器系、中枢神経系の障害ありと判断できる。
 特定標的臓器/全身毒性-反復曝露： 長期または反復曝露による肺の障害あり。イヌにおける蒸気の吸入試験（EU-RAR）で、区分1のガイダンス値範囲内の用量で肺に線維組織巣が散見され、無気肺領域と気腫領域の混在を認め、ヒトにおいても肺に刺激性を有するとの記載に基づく。（ECETOC JACC）
 長期または反復曝露による血液の障害のおそれあり。ラット経口投与で区分2のガイダンス値範囲内の用量で、白血球数、ヘマトクリット値に影響が見られ、溶血を認めたことに基づく（EU-RAR）。

12. 環境影響情報

生態毒性：
 魚毒性 甲殻類（ミジンコ） EC50（48Hr） 2.4mg/L（EU-RAR、2003）
 水生環境有害性（急性）：水生生物に毒性 水中で速やかに分解する。
 水生環境有害性（慢性）：区分外
 残留性／分解性： データなし
 生体蓄積性： データなし
 土壤中の移動性： データなし

13. 廃棄上の注意

都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄する。
 水質汚濁防止法の規制に十分考慮した上で、可能な限り無害化、安定化及び中和等を行ってから処理する。
 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

1) 国際規制

国連分類： クラス 5.1 (酸化性物質) (サブリスク クラス 8 腐食性物質)
 国連番号： 2014
 品名 (国連輸送品名)： 過酸化水素 (水溶液)
 容器等級： II
 海洋汚染物質： 該当

2) 国内規制：

「15. 適用法令」を参照

3) 輸送の特定の安全対策及び条件： 直射日光を避け、漏洩がないことを確認する。

混触危険物 (「10. 安定性及び反応性」を参照) との混載はしない。
 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15.適用法令

化審法

優先評価化学物質(法第 2 条第 5 項) 【89 過酸化水素】

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号・別表第 9) 【126 過酸化水素】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号・別表第 9) 【126 過酸化水素】

毒物及び劇物取締法

劇物(指定令第 2 条) 【19 過酸化水素を含有する製剤】

消防法

非該当

水質汚濁防止法

指定物質(法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3) 【4 過酸化水素】

海洋汚染防止法

有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1) 【117 過酸化水素溶液】

航空法

酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

【【国連番号】 2014 過酸化水素(水溶液)】

輸送禁止 (施行規則第 194 条)

【【国連番号】 2014 過酸化水素(水溶液)(安定化されたもの)】

船舶安全法

酸化性物質類・酸化性物質(危規則第 3 条危険物告示別表第 1)

【【国連番号】 2014 過酸化水素(水溶液)】

港則法

その他の危険物・酸化性物質類(酸化性物質)(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条危険物の種類を定める告示別表) 【2 へ過酸化水素(水溶液)】、危険物の種類を定める告示別表) 【2 へ過酸化水素と過酢酸の混合物(安定剤入りの物)】

道路法

非該当

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項 【HS2847 過酸化水素(尿素により固形化してあるかないかを問わない。)】

労働基準法

疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)【過酸化水素】

PRTR 法：

非該当

16.その他の情報

引用文献

- 『国際化学物質安全性カード』国立医薬品食品衛生研究所
- 『化学物質安全情報提供システム-KIS-NET-』神奈川県環境科学センター
- 『ez CRIC 化学品かんたん法規制チェック Web』日本ケミカルデータベース(株)
- 『GHSモデルMSDS』安全衛生情報センター (中央労働災害防止協会)
- 『HSDB (Hazardous Substances Data Bank)』米国国立医学図書館

その他注意事項

- 本 SDS 記載のうち、物理化学的性質などの値は、保証値では有りません。
- 注意事項等は通常の取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
- 危険物有害性報告等の評価は、十分とはいえませんので取扱いには十分に注意してください。